

社会福祉法人 あけぼの福祉会

役員の報酬及び費用弁償に関する規程

(総則)

第1条 社会福祉法人あけぼの福祉会定款第8条及び第21条に規程する評議員、理事及び監事の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を規程する。

(報酬の額)

第2条 役員の報酬については、無報酬とする。

(費用弁償の額)

第3条 役員の費用弁償の額は、別表に定める額とする。

(重複支給の防止)

第4条 理事長を含む役員が、同一日に開催される理事会及び評議員会等のいずれにも出席した場合は、理事会に係る実費弁償は支給しない。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別紙

役員等の費用弁償に関する基準

	旅 費	金 額
1	評議員会出席につき	3,000円
2	理事会出席につき	3,000円
3	監査実施につき	3,000円

役員報酬及び費用弁償に関する規程

あけぼの保育園

社会福祉法人 あけぼの福祉会